

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	地区内集落名	作成年月日	直近の更新年月日
安芸高田市	原田	上仁王丸・山田、下仁王丸、粒原、後岡城、日南側、東城、上沖城・下沖城、上城、土居谷、宍戸城、細河内、すだれ、切田、中原、深渡・塔が峰	令和2年1月29日	令和4年11月11日 (前回 令和3年11月10)

1. 対象地区の現状

① 対象地区における耕地面積(ha)	313.27ha
② ①のうち、アンケート調査等に回答した農業者等の耕作面積(ha)	249.96ha
③ ②のうち、75歳以上の農業者等の耕作面積(ha)	27.91ha
④ ③のうち、後継者が未定(不明)の農業者等の耕作面積(ha)	9.32ha
⑤ 今後中心経営体が引き受ける意向がある耕作面積(ha)	76.30ha
(備考) 農地中間管理機構活用面積: 131.3ha 中山間地域等直接支払交付金協定面積: 209.0ha 多面的機能支払交付金協定面積: 133.9ha	

- 注1: ③の年齢には、地域の実情に応じて、今後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載してください。  
 注2: ⑤の面積は、下記の「中心経営体」の「今後」欄の経営面積の合計から「現状」欄の経営面積の合計を差し引いた面積を記載してください。  
 注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
 注4: プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の見込み		主な営農範囲(集落)
		経営作物	経営面積(ha)	経営作物	経営面積(ha)	
認農	吉川 智晃	水稲	8.53ha	水稲	23.53ha	宍戸城
認農	黒田 浩樹	水稲、そば	18.64ha	水稲、そば	23.64ha	宍戸城、後岡城、粒原
認農法	法人A	水稲、そば、野菜	41.93ha	水稲、そば、野菜	51.93ha	すだれ、中原、切田、深渡・塔が峰、土居谷、上沖城・下沖城、日南側、上城、東城、粒原
認農	B	水稲、そば	12.76ha	水稲、そば	17.76ha	すだれ、中原、切田、深渡・塔が峰、上仁王丸・山田、下仁王丸
認農法	法人C	水稲、そば	22.26ha	水稲、そば	32.26ha	すだれ、中原、切田、深渡・塔が峰、東城
	D	水稲、野菜	1.38ha	水稲、野菜	1.38ha	すだれ、中原、切田、深渡・塔が峰
	E	水稲	2.26ha	水稲	2.26ha	すだれ、中原、切田、深渡・塔が峰
認農法	法人F	水稲、そば	2.69ha	水稲、そば	2.69ha	すだれ、中原、切田、深渡・塔が峰、東城
認農	G	水稲	1.81ha	水稲	6.81ha	すだれ、中原、切田、深渡・塔が峰、上仁王丸・山田
認農法	法人H	露地野菜(レタス)	0.00ha	露地野菜(レタス)	7.30ha	すだれ、中原、切田、深渡・塔が峰
	I	水稲	4.00ha	水稲	4.00ha	細河内
認農	J	水稲、そば	10.01ha	水稲、そば	15.01ha	細河内
認農法	法人K	水稲、野菜、大豆	18.89ha	水稲、野菜、大豆	18.89ha	上沖城・下沖城、粒原
認農	L	水稲、そば、野菜	8.93ha	水稲、そば、野菜	14.93ha	日南側、後岡城
認農	M	水稲、野菜	1.57ha	水稲、野菜	1.57ha	上城
認農	N	水稲	2.87ha	水稲	4.87ha	上城
	O	水稲、大豆	1.24ha	水稲、大豆	3.24ha	上城
認農	P	水稲	4.61ha	水稲	6.61ha	上城
	Q	水稲	1.55ha	水稲	4.55ha	上城
認農	R	水稲、そば	5.19ha	水稲、そば	10.19ha	上仁王丸・山田、下仁王丸
	S	水稲、そば	4.84ha	水稲、そば	4.84ha	土居谷
認農	T	水稲	6.39ha	水稲	8.39ha	後岡城
	U	水稲	2.98ha	水稲	2.98ha	後岡城
	V	水稲、そば	2.43ha	水稲、そば	3.43ha	東城
	W	水稲	2.50ha	水稲、そば	7.50ha	深渡・塔が峰、上沖城・下沖城
	X	水稲	1.83ha	水稲	5.83ha	上城
	Y	水稲	1.54ha	水稲	3.54ha	上沖城・下沖城、東城

- 注1: 「属性」欄には、認定農業者は「認農」、法人は「法」、集落営農は「集」、認定新規就農者は「認就」と記載します。  
 注2: 「今後の見込み」欄には、現状から概ね5年後の意向を記載してください。  
 注3: 「経営面積」欄には、当該プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

## 2. 対象地区の課題

原田地域は、安芸高田市の北部に位置し、各集落とも高齢化が進行している。兼業農家が半数を占め、地域内の認定農業者15名(うち、地域内に3法人、地域外に2法人)、その他12名が担い手となっている。各担い手が、経営農地を交換することで、分散した農地の集約化(担い手の棲み分け)を図りつつある。現在、地域内の過半以上は、担い手へ集積しているが、今後はさらに農地集積を進めていく意向がある。

注:「現状」を基に話し合いを通じて把握できた課題を記載してください。

## 3. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

### ①上仁王丸・山田集落

現在、当該集落で営農している中心経営体である認定農業者3名を中心に農地の集約化を進めていく。

### ②下仁王丸集落

現在、当該集落で営農している中心経営体である認定農業者2名を中心に農地の集約化を進めていく。

### ③粒原集落

現在、当該集落で営農している中心経営体である認定農業者3名を中心に農地の集約化を進めていく。

### ④後岡城集落

現在、当該集落で営農している中心経営体である認定農業者3名とその他担い手1名を中心に農地の集約化を進めていく。

### ⑤日南側集落

現在、当該集落で営農している中心経営体である認定農業者2名を中心に農地の集約化を進めていく。

### ⑥東城集落

現在、当該集落で営農している中心経営体である認定農業者3名とその他担い手2名を中心に農地の集約化を進めていく。

### ⑦上沖城・下沖城集落

現在、当該集落で営農している中心経営体である認定農業者2名とその他担い手2名を中心に農地の集約化を進めていく。

### ⑧上城集落

現在、当該集落で営農している中心経営体である認定農業者3名とその他担い手4名を中心に農地の集約化を進めていく。

### ⑨土居谷集落

現在、当該集落で営農している中心経営体である認定農業者1名とその他担い手1名を中心に農地の集約化を進めていく。

### ⑩央戸城集落

現在、当該集落で営農している中心経営体である認定農業者2名を中心に農地の集約化を進めていく。

### ⑪細河内集落

現在、当該集落で営農している中心経営体である認定農業者1名とその他担い手1名を中心に農地の集約化を進めていく。

### ⑫すだれ集落

現在、当該集落で営農している中心経営体である認定農業者6名とその他担い手2名を中心に農地の集約化を進めていく。

### ⑬切田集落

現在、当該集落で営農している中心経営体である認定農業者6名とその他担い手2名を中心に農地の集約化を進めていく。

### ⑭中原集落

現在、当該集落で営農している中心経営体である認定農業者6名とその他担い手2名を中心に農地の集約化を進めていく。

### ⑮深渡・塔が峰集落

現在、当該集落で営農している中心経営体である認定農業者6名とその他担い手3名を中心に農地の集約化を進めていく。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来の方針について、集落ごと取りまとめて記載してください。

#### 4. 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

##### ①農地中間管理機構の活用方針

将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、原則として、農地を機構に貸し付けていく。認定農業者は、全域の担い手とし、認定農業者以外の担い手は、各旧プランをエリアとする。また、担い手同士それぞれの経営農地の交換をすることで分散した農地の集約化を図る。

##### ②基盤整備への取組方針

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、すだれ地域において、農地の基盤整備に取り組む。

##### ③鳥獣被害防止対策の取組方針

日本型直接支払交付金制度を活用し、鳥獣被害防止対策に取り組む。

##### ④その他の取組方針

日本型直接支払交付金制度を活用し、集落で草刈り作業を行う等、担い手を支援する体制を構築する。